

9月定例会で審査された請願・陳情とその結果

受理番号	件名	請願・陳情者氏名	議決状況
請願第2号	地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について	日本労働組合総連合会福島県連合会原町地区連合会 議長 白坂 陽一郎	採 択 (意見書送付)
請願第3号	学校給食費の無料化を求める請願について	新日本婦人の会 南相馬支部 支部長 渡部 チイ子	趣旨採択 (市長送付)
請願第4号	県に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」の提出を求める請願について	新日本婦人の会 南相馬支部 支部長 渡部 チイ子	採 択 (意見書送付)
請願第5号	国に対し「学校給食費の無料化を求める意見書」の提出を求める請願について	新日本婦人の会 南相馬支部 支部長 渡部 チイ子	採 択 (意見書送付)
請願第6号	手話言語条例に関する請願について	霜山 清孝 ほか4名	趣旨採択 (市長送付)
平成29年陳情第7号	南相馬市射撃場設置に関する陳情について	南相馬クレー射撃協会会長 志賀 俊明 ほか3名	撤回承認
陳情第3号	南相馬市射撃場設置に関する陳情について	一般社団法人福島県猟友会 原町支部長 門馬 重傲 ほか3名	採 択 (市長送付)
陳情第4号	国の「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と、被災児童生徒の十分な就学支援を求める意見書の提出を求める陳情について	福島県教職員組合相馬支部 原町地区長 紺野 紀明	採 択 (意見書送付)
陳情第5号	南相馬市版「再犯防止推進計画」策定に関する陳情について	南相馬市小高・原町・鹿島3支部合同保護司会代表原町支部保護司会 支部長 渡部 正孝	採 択 (市長送付)

条例審査

○南相馬市小高区復興拠点施設条例制定について(総)

〔名称・位置〕

- ・名称：南相馬小高区復興拠点施設
- ・位置：南相馬小高区本町二丁目28番地

〔事業内容〕

- ・多世代の交流場所の提供に関すること。
- ・地域間の交流場所の提供に関すること。
- ・健康の増進及び文化の交流場所の提供に関すること。
- ・子育て世代の交流場所の提供に関すること。
- ・起業支援の場所の提供に関すること。
- ・物品等の展示及び販売に関すること。
- ・歴史・文化・復興に係る資料、作品等の展示に関すること。
- ・飲食物の提供に関すること。
- ・交流事業の企画及び実施に関すること。

〔施行日〕

平成31年1月1日

〔質疑〕

施設への来場者の安全を確保するため、施設敷地内を東西に走る市道を一方通行とすべきではないか。

〔答弁〕

公安委員会の手続きを踏んで一方通行路にするというのではなく、県道等に9ヶ所ほど誘導看板を設置し、駐車場を利用する車輛による来場者には、旧国道の方から進入していただくよう、誘導を図る考えである。

〔質疑〕

多世代の交流による賑わいを取り戻し、地域の活性化を図って本市の復興・再生を実現するとの設置目的に照らして、年末年始を休業日とするのは妥当なのか。

〔答弁〕

施設従業員の雇用形態や福利厚生面を考慮して条例では年末年始を休業日と定めたが、施設運営を委託する指定管理者との協議によっては変更することもある規定となっていることから、施設を利用する市民の要望に応じ、年末年始を休業日に変更することについても検討したい。

〔質疑〕

議案要旨に記載された施設利用料金表では、あたかも非営利目的の場合は無償で利用できるように読めるが、どのような趣旨か。

〔答弁〕

基本利用料金については、施設区分ごとに料金設定をしている。例えば多世代交流施設の全部または一部を占有して利用する場合は、まず基本料金が発生し、かつその利用が営利目的である場合には、追加で営利目的の利用加算料を徴収することとなる。

〔質疑〕

復興拠点施設という名称が示すとおり、これまで市が設置したことのない施設であることから、開業時間や利用料金についても施設を運用する中で今後検討していくのが望ましいのではないか。

〔答弁〕

指摘のとおり、本市には前例のない施設であることから、運営状況が踏まえて、条例や運用規制の見直しが必要となった場合には、柔軟に見直しをしていきたい。

○看護師等修学資金

区分	貸付額
大学・看護学校等に在学している者の授業料相当の資金	月額45,000円以内
准看護学校等の養成所に在学している者の授業料相当の資金	月額34,000円以内
看護師等養成施設に在学又は在学している者で、別に定める生活費相当の資金	月額55,000円以内
入学資金	400,000円以内

○保育士等修学資金

区分	貸付額
授業料相当の資金	月額50,000円以内
入学資金	400,000円以内
就職準備の資金	400,000円以内

○南相馬市みらい育成修学資金条例制定について(○)

本市のみらいを担う者の育成を図るため、その者に対し修学資金を貸し付け、又は給付することについて、新たに条例を制定するもの。

○育英資金

区分	貸付額
大学(医師及び獣医師)	月額60,000円
大学又は短期大学	月額48,000円
高等専門学校又は専修学校	月額35,000円
高等学校	月額18,000円

※修学資金の貸付金は、無利息とする。